

障害福祉サービス事業所等における事故等発生時の報告事務取扱要領

1 目的

この要領は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス事業所等及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業所等（以下「事業所等」という。）において、入所者又は利用者（以下「入所者等」という。）に対するサービス提供中の事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合の、各事業所等から市及び関係市町村への報告の取扱いを定め、事業所等自らが事故等の発生要因や再発防止策の検証を行うとともに、類似する事故等の再発防止及び入所者等に対するサービスの質の向上や事業所等の運営の適正化に資することを目的とする。

2 対象事業所等

事業所の所在地が市内にある事業所のうち、以下の事業所等とする。

(1) 障害者総合支援法関係

- ア 指定障害福祉サービス事業所
- イ 指定障害者支援施設
- ウ 指定一般相談支援事業所
- エ 指定特定相談支援事業所
- オ 地域活動支援センター
- カ 福祉ホーム

(2) 児童福祉法関係

- ア 指定障害児通所支援事業所
- イ 指定障害児相談支援事業所

3 報告すべき事故等の範囲（報告事項）

(1) サービスの提供時の入所者等のケガ等又は死亡

- ア サービスの提供時とは、事業所内にいる間以外に、入所者等の送迎、通院付添い等の間も含む。
- イ ケガ等とは、サービスの提供時に発生した骨折、火傷、創傷、誤嚥、異食、誤薬等により、入院又は医療機関での治療を要するものをいう。
- ウ 死亡は、サービスの提供時に発生した事故等によるものとするが、病気等により死亡した場合であっても、事業者の責めに帰する可能性のあるとき又は利用者の家族等から責任を問われているとき（問われる恐れがあるときを含む。）も含む。
- エ 事業者側の過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者による

ものも含め、ア～ウに該当する事故等が発生した場合は報告する。

- (2) 入所者等の行方不明（外部の協力により捜索活動が必要となる場合）
- (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等（個人情報漏えいや利用者預り金の横領など、利用者の処遇に影響があるもの。）
- (4) 食中毒及び感染症の発生（インフルエンザ、ノロウイルス、O157等の集団感染等）
- (5) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害による、物的・人的被害の発生
- (6) その他事業所等の長が必要と認めたもの

4 報告先

事故等が発生した場合の報告先は以下のとおりとする。

	事業所等	報告先
報告事項(1) 報告事項(2) 報告事項(4)	障害者総合支援法関係事業所等	松本市障害福祉課及び 事故等にあつた利用者等の支給決定を行つた市町村
	児童福祉法関係事業所	松本市こども福祉課及び 事故等にあつた利用者等の支給決定を行つた市町村
報告事項(3) 報告事項(5) 報告事項(6)	障害者総合支援法関係事業所等	松本市障害福祉課
	児童福祉法関係事業所	松本市こども福祉課

5 報告手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族へ連絡するほか、警察署や保健所などへ法令に基づいた通報等を行うとともに、上記4の報告先へ下記のとおり事故等の報告を行うものとする。

(1) 事故等発生後の報告

ア 事故発生後、事業者は、速やかに電話、ファクシミリ又は電子メール（以下「電話等」という。）により報告する。

イ 報告の期限を一律に設けることは困難であるが、ケガ等の処置や事故等の収束・拡大防止等に最大限の努力を払いつつ、できる限り速やかに報告する。

ウ 電話で報告する場合には、別紙様式1「事故等報告書（第一報）」の内容を伝える。

エ ファクシミリ又は電子メールで報告する場合には、個人情報に関する部分（入所者等の氏名、生年月日、住所）を伏せて送信し、着信確認後に個人情報部分を

口頭で伝えるなど、個人情報の保護に配慮する。

オ 電話等により報告した後、別紙様式1「事故等報告書（第一報）」を作成し、郵送により報告すること。なお、既に事業所等において必要項目が網羅された様式を作成している場合又は入所者等の支給決定を行った市町村が定める様式がある場合は、これを使用して差し支えない。

(2) 事故等の対応報告

ア 事故発生後、入所者等の家族への説明や関係機関等への報告など、一定の対応が終了した時点（事故等発生から概ね30日程度を目安）で、事故等の発生原因や再発防止策などを検討し報告する。

イ 報告に当たっては、別紙様式2「事故等報告書（第二報）」によるものとし、死亡事故にあっては、死亡診断書の写しを添付する。

ウ 入院が1月以上に及ぶ場合や、利用者等又は家族とトラブルになるなど、事故等の処理が終結していない場合は、その経過を含め報告する。

(3) 事故等終結後の報告

ア 事故等の処理が終結した時点で、別紙様式3「事故等報告書（確定報）」により報告する。

イ 上記(2)の第二報の時点で対応が終了している事案については報告の必要はない。

6 報告を受けた市の対応

(1) 指導・助言等

ア 事業所等から報告を受けた場合、事故等の状況を把握するとともに、当該事業所等に対し、支給決定等の実施主体としての立場から必要に応じて助言・指導を行う。

イ 事業所等からの報告に虐待の疑いがある内容があった場合は、必要に応じて事実確認等を実施する。

ウ 事故等の原因分析、再発防止策が不十分であるなど、報告書の内容に問題がある場合は、必要に応じて指導を行う。

エ 報告書の内容から、事業所等の運営や指定基準上の疑義がある場合は、福祉政策課と情報を共有し、必要に応じて事業所等に対する実地指導等を行う。

(2) 情報共有・注意喚起

事故等の内容やその発生原因等を取りまとめ、個人情報に配慮した上で、通知や集団指導等の方法により、事業所等に対する情報共有、注意喚起を行う。

【事故等発生時の対応について定めた基準条例等】

1 障害福祉サービス事業所

- (1) 「松本市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(令和2年条例第65号)第41条及び準用規定含む
- (2) 「松本市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準を定める条例」(令和2年条例第66号)第32条及び準用規定含む

2 障害者支援施設

- (1) 「松本市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(令和2年条例第67号)第57条
- (2) 「松本市障害者支援施設の設備及び運営の基準を定める条例」(令和2年条例第68号)第45条

3 地域活動支援センター

- 「松本市地域活動支援センターの設備及び運営の基準を定める条例」(令和2年条例第69号)第20条

4 福祉ホーム

- 「松本市福祉ホームの設備及び運営の基準を定める条例」(令和2年条例第70号)第18条

5 指定障害児通所支援事業所

- 「松本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」(令和2年条例第80号)第53条及び準用規定含む

6 相談支援事業所

- (1) 「障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第173号)第28条
- (2) 「障害者自立支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第27号)第36条
- (3) 「障害者自立支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第28号)第28条
- (4) 「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第29号)第28条

7 感染症等発生時に係る報告

- (1) 平成17年2月22日付け老発第0222001号厚生労働省老健局長他4局長合同通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」

4 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(2) 令和2年4月7日付け厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について（その2）」

別紙 社会福祉施設等（入所施設・居住系サービス）における感染防止に向けた対応について

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

(1) 情報共有・報告等の実施

- 利用者等において、新型コロナウイルス感染症者が発生した場合、速やかに施設長等への報告を行い、当該施設内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

社会福祉施設等（通所・短期入所等のサービス）における感染防止に向けた対応について

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組

(1) 情報共有・報告等の実施

- 利用者等において、新型コロナウイルス感染症者が発生した場合、速やかに管理者等への報告を行い、当該事業所内での情報共有を行うとともに、指定権者（障害福祉サービス等にあつては、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。以下同様。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

【事故発生時の松本市報告先】

	報告先	住所	電話番号	FAX番号	メールアドレス
障害者総合 支援法関係 事業所等	松本市 健康福祉部 障害福祉課	〒390-8620 松本市丸の内 3番7号	34-3036	36-9119	s-fukusi@city.mats umoto.lg.jp
児童福祉法 関係事業所	松本市 こども部 こども福祉課		33-4767		Kodomo-f@city.mats umoto.lg.jp

この要領は、令和3年4月1日から施行する。